

## 政策会議 議事概要

- 1 日 時 令和5年8月29日(火) 14時00分 ～ 14時40分
- 2 場 所 幹部会議室
- 3 出席者 市長、大木副市長、青柳副市長、総務局長、総合政策局長、財政局長、総務局次長、総合政策部長、所管局長、所管部長
- 4 議 題 犯罪被害者等支援の方向性について【方針決定】(市民局)

### [決定事項]

- ・本市における犯罪被害者等支援の方向性を別紙1のとおりとする。

市民局長、市民自治推進部長 ～資料に沿って説明～

(質問・意見等)

総合政策局長

「被害者等に本市の相談体制等を伝える機会が少なく、必要な情報が伝わっていない等により、総合的対応窓口への問い合わせが少ない」といった課題が挙げられていたが、どのように周知啓発活動を行っていくのかについて説明いただきたい。

また、自分は無関係だと思っていた人が被害者になってしまったときに、どのようにコンタクトをとるのかについても説明いただきたい。

市民自治推進部長

まず、周知について、先行自治体等に聞き取りをした結果、犯罪被害者は警察に相談をすることが非常に多いという実情があるので、警察が被害者から聞き取りをする中で、市に総合的対応窓口があるということを経験した被害者に直接伝えていただきたいと考えている。

その際、支援制度等がないと、窓口があることを紹介しても相談するきっかけにならないと考えている。支援制度を整えることと、警察から窓口を積極的に紹介していただくことの両方が必要だと考えている。

総合政策局長

千葉市の支援施策の特徴としては性犯罪被害者を対象とすること、転居費用の助成をすること、パートナーシップ宣誓者等を支援の対象とすること等であると思うが、性犯罪被害者が見舞金を必要としている根拠はあるのか。

また、見舞金のほか、心のサポートの部分については、条例や支援制度においてどのように考えているのか。

市民自治推進部長

そもそも性犯罪被害者で相談機関や警察に相談する方が少なく、県警でも2～3割ほどしか相談に来ていないのではないかと考えられている。その状況下で、性犯罪被害者に相談に来ていただくために、見舞金などの支援制度を設けることが必要であると考えている。

地域安全課長

心のサポートとして、カウンセリング等については、専門相談を行っている千葉県や県警支援室や公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

(通称：CVS) と調整する。

財政局長

市外在住で市内に通勤通学の方は支援サービスの対象にはなるのか。  
例えば、市外の方が千葉市のイベントで犯罪被害に遭った場合の対応についてはどう考えているか。

市民自治推進部長

相談については、千葉市内で被害に遭われたかどうかというところで考えており、実際に千葉市内で被害に遭われて、千葉市に相談したいということであれば住民票や居所の有無により限定的にするべきではないと考えている。

財政局長

見舞金について、死亡の場合は30万円を支給するという事で間違いないか。

地域安全課長

死亡の場合は30万円を支給する。

財政局長

県からも30万円の見舞金支給があるので二重支給にも感じられる。  
例えば、生計維持者が亡くなった場合は、県の見舞金に上乘せして市が支給するという方法も考えられるが、そうしなかった理由は何か。

市民自治推進部長

国の給付金は経済的支援の性格も有するが、市の見舞金は経済的支援ではなく犯罪等により受けた苦痛に対する慰しやと考えている。

総務局長

そのため、経済状況によって差を設けるべきではないと考えている。  
総合的対応窓口について、被害者に寄り添った相談を受けることが目的であれば、社会福祉士や精神保健福祉士を配置することも考えられるが、県警OBを配置する根拠は何か。

市民自治推進部長

まず、千葉県にはCVSが存在しており、県内全体を支援の範囲としている。CVSには、心理系、福祉系などの専門職員がおり、カウンセリング事業や付き添いを行っている。

また、県警は、性犯罪被害者から相談を受けることが最も多い。

さらに、性犯罪被害の医療的支援に特化した民間団体もある。

以上から、ワンスオンリーを目指し、被害者がはじめにどこに相談したとしても各所と連携して、具体的な支援をしていくことが、他の政令市にはない千葉市独自の体制であると考えている。

また、犯罪被害者のケアをするということは二次（代理）受傷といって相談員にとっても精神的負担が大きい。精神福祉系の相談員の離職率が高いという実態があり、相談員にも精神的なタフさが要求されるが、警察は犯罪に多く対応していることから、二次（代理）受傷の対応にも適正がある職種であると考えている。

以上の観点から、県警OBを配置したいと考えている。

総務局長

専門的知見のある職員の配置ができない場合の体制についてもしっかりと整理してほしい。

市長

千葉市は転居費用助成、生活支援、専門職の配置に加え、パートナーへの支援も行うということによいか。

市民局長

必要な支援を十分取り入れたものになっている。

市長

生活支援における家事等支援とは、ヘルパーを委託して派遣するものか。それとも金銭的な補助をするものか。

市民局長 支援を行っている事業者と現在協議を行っており、コーディネート的なことをやらせてもらえそうであるので、内容を詰めているところである。

市長 目的は違うが、各局でヘルパーを委託する取組みを行っているケースが見受けられる。同じ内容の生活支援をするということであれば、各局が別々に依頼する必要はないため、市全体として、包括した対応を検討していただきたい。

市民局長 生活支援の部分であれば同じサービスになると思うので、各局や業者と検討して、可能であれば包括して依頼することを検討したい。

市長 対応窓口について、「拡充」とあるが、現在の窓口はどういったものか。

市民自治推進部長 犯罪被害者等基本法を受け、平成23年に総合的対応窓口設置を地域安全課内に設置している。  
だが、支援メニューがないので地域安全課の職員が相談内容を聞くのみにとどまっている。

市長 相談件数はどれくらいあるのか。

地域安全課長 昨年度は4件ほどである。  
内容としては、過去に自分が巻き込まれた事件に関する精神的な不安を軽減したいがどこに相談すればいいかというものや、暴行を受けてけがをしたので治療費の請求をしたい、また心も傷ついており話を聞いて欲しいというものや、傷害事件でけがを負い働けないし家事もできないが何か支援を受けられないかというものがあり、それぞれ相談先を紹介している。

市民局長 警察への相談につながっていない被害者を見つけたいという思いがあるので、県警と密接に連携が取れるような、相談業務を専門でやってきた方がいいと考えている。

市長 生活支援が必要な件数をしっかり確認していただきたい。  
市全体として、介護保険やヤングケアラーなど他の制度と一括してヘルパーを委託することも検討してほしい。

市民局長 各局や業者と意見交換して検討する。

市長 犯罪被害者等支援の方向性を別紙1のとおりとするが、条例案や取組みの詳細については引き続き具体的な内容を検討していただきたい。

## — 結果 —

本会議での意見等に対応することを前提に、方針決定とする。

## 5 照会先

- ・会議の運営について

総合政策局総合政策部政策企画課

TEL 043-245-5053

- ・議題について

市民局市民自治推進部地域安全課

TEL 043-245-5634